

武庫川流域委員会委員長 松本誠 様

委員 岡田 隆

流域委員会の運営については、いつもご指導頂き深謝します。
河川整備計画の策定に臨み、私の考えを意見書として提出します。

河川整備計画の策定についての基本的な考え

武庫川流域委員会は提言書「武庫川の総合治水へむけて」で総合的な治水対策についての基本構想をまとめ、その結果を踏まえて、武庫川水系河川整備基本方針が策定された。

今後、河川整備計画に向けて議論を進めるに先だって、私見を述べる。

1. 人命第一の考えに徹する。

現行河川法の河川整備基本方針及び整備計画の条文には、超過洪水についての規定はないが、同法制定後の河川審議会答申及び河川砂防技術基準（計画編）にはこの考え方が明記されている。これより河川流量は基本高水流量及びそれ以上の、超過洪水流量が存在する二重構造で構成されていると言える。従って河川整備計画は、超過洪水を含む全流量への対応を目指さねばならない。超過洪水は自然現象である降雨量すべてを対象にするものだから、上限を量的に規定する事は不可能である。

従って、想定外の雨量による洪水から人命を守ることが最優先の課題となり、基本高水流量を超える洪水（その上限はない）に対処しなければならない。現在慣用句となった感があるが、『生命と財産を守る』ためにはあらゆる手段を講じなければならない。基本方針に書かれた基本高水のピーク流量や、それを区分けした河道への配分流量等の数値に拘ることなく何れの部門でもできるだけの対策を取るべきで、基本高水のピーク流量はあくまで一応の目安と考えるべきである。（基本方針 2. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（L27）

その為には従来の「河道に閉じ込める」との発想から完全に脱却して、洪水を流域全体で受け止める減災対策のあらゆる手法を真剣に考えなければならない。

2. 流域での対応には、環境を第一に考える。

新河川法には従来の河川法にはなかった環境重視の考え方が明確に示されている。これは旧河川法及びそれに基づく河川工事実施計画（工実）には全く盛り込まれなかったものであるから、それ以前に設定された治水計画はまずこの点から再検討することが必要である。

特にダムについては、武庫川流域委員会は提言書で河川整備計画の中では位置づけないことを明確にしている。今後もダムについての評価は戦略的環境アセスメントの立場から、ダムを一つのプロジェクトと見て、これより上位の整備計画全体の視点で検討すべきである。武田尾一帯の渓谷環境及び生態系は、この地点でのダム計画等によってこれが失われたときの損失額を建設コストに計上すると、ダム建設を容認する可能性は極めて少ないと考える。

3. あらゆる治水対策の選択肢を考える。

従ってダム以外のすべての選択肢について、現在運営委員会で検討されている既存ダムの活用・堤防強化対策・遊水池・河道流下能力の向上等、多くの提案があるので、できることから少しずつでも実行することが重要である(超過洪水の上限はないから、基本高水のピーク流量一覧表の数値に拘泥する必要は全くない)。

また、これとは別に流域対策についても、まだ十分に議論されていない案件も多い(各戸貯留、校庭貯留、水田の利用、森林の貯水効果等)。種々の対策について、河川管理者が考えるインセンティブも含めて、その効果を検討すべきである。

4. その他

以上の様に考えると、整備計画策定のためには多くの項目を検討しなければならない。今後30年間の施策を決めるものであるから、個々の問題について流域住民の理解と協力が不可欠である。その対応には、河川整備基本方針の場合よりも十分な対策を講じる必要がある。

整備計画確定後のパブコメだけで決着を付けることなく、審議の途中での経過を公開して住民の理解と意見を聴取すべきである。公開の形式等については河川管理者とも十分に意見を交換して、適切な方法を設定する事が必要と考える。

【質問】 尼崎市ハザードマップの表現方法について

第5回武庫川和流域減災対策検討会で、尼崎市のハザードマップの表現方法について、住民からの意見として「猪名川と武庫川による洪水時のハザードマップを1枚の画面に表現する方が住民にとっては理解しやすい」との意見が合ったが、これに対して会計検査院からの通達で「異なる管理範囲である両河川の状況を一つにまとめた図に表してはいけない。」との通達があって実現できなかったとのことである。ハザードマップは本来住民の安全の為に作成されたものであるのに、こうした中央官庁からの会計上の取り扱いを理由に拒否されるのは不適切と考える。」旨の発言をしました。その後、情報源を明らかにする必要があると判断したので、お知らせします。

これは、白井尼崎市長が情報源で、取材者は今本博健氏(元淀川水系流域委員会委員長)です。この通達は兵庫県を通じて市長に伝えられたものと思われます。前回の会議でも調査をお願いしました。こうしたことで住民の防災意識にマイナスの効果を及ぼすことは問題があると思いますので、改めて県当局の調査結果についてお訊ねします。

(この回答は、次回減災対策委員会の席上で頂いても構いません。)

(以上)